

減免申請にかかる申立書

地方税法第10条及び民法第441条本文の規定により、連帯納税義務者の一人に対して行われた固定資産税・都市計画税の減免は、原則として他の連帯納税義務者に対して効力を生じないとされておりますが、民法第441条ただし書の規定により、下記の申立人についても令和5年度固定資産税・都市計画税の減免の効力を適用されたいので申し立てます。

令和5年4月24日

(宛先) 東金市長

申立人

共有者①

住所 東金市東金〇×番地△

氏名 東金 花子

共有者②

住所

氏名

共有者③

住所

氏名

減免申請者

住所 千葉県東金市東岩崎1番地1

氏名 東金 太郎

(申立人がお書きください。)

